

通所型サービス

資料4

サービス種別	①旧介護予防通所サービス (現行の介護予防通所介護相当サービス)	②基準緩和通所サービス (通所型サービスA)	③短期集中通所サービス (通所型サービスC)
サービス対象者	要支援1、2及び事業対象者	要支援1、2及び事業対象者	要支援1、2及び事業対象者
利用回数	介護予防ケアマネジメントに基づき決定 要支援2：週2回程度 要支援1、事業対象者：週1回程度	介護予防ケアマネジメントに基づき決定 週2回まで	1クール：週1～2回、12週間 2クールまで継続可
サービス内容	通所介護と同様のサービス内容 それぞれ利用者のニーズに応じて明確な目標を持ちサービスを提供 ・日常的な支援 送迎、入浴、食事、相談・助言、健康状態の確認など ・運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上 ・身体機能の向上のための機能訓練、生活機能向上のためのトレーニング等	日常生活上の支援（入浴・食事を除く）や生活機能の維持向上のための機能訓練を必須とした2～3時間以内の短時間サービス ・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 等の簡易な運動プログラムの実施でも可 【提供時間】 2～3時間以内/回 ◎各事業所の得意分野を活かした内容で実施	リハビリテーション専門職が提供する生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を目的として3ヶ月（～6ヶ月）の継続訓練（1クール12週間：2クールまで継続利用可能）のプログラム 【提供時間】 2～3時間以内/回
対象となるケースとサービス提供の考え方	・既にサービスを利用している人で、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められる人 ・多様なサービスの利用が難しい又は不適切な人 ・通所により専門職の支援（生活機能の向上のためのトレーニング等）を継続して行うことで機能の維持・改善が見込まれる人	自立に向けた支援を行う。 ・閉じこもりがちな人 ・運動器の機能や生活機能の向上を図る必要がある人 であって、必ずしも専門職による支援を必要とせず、生活機能の維持・向上を実現するための活動が必要な人 等 利用者の日常生活（利用者の有する能力に応じた調理、洗濯、掃除等の動作）を拡大させる目標を設定し、訓練やいきいき百歳体操・レクリエーション、行事を通じて生活機能の向上を図り、地域の繋がりのある通いの場等へ繋げていく。 口腔機能向上メニュー等の指導。	生活機能が低下している高齢者に対し、専門職が集中的にケアを行うことで、高齢者の生活機能を改善・向上させることを目的とする。 対象者としては、 ・短期間での生活機能の改善・向上の意志を明確に持ち、実施できる人 ・短期間での事業実施後に、地域活動の促進が期待でき、セルフケアにより介護予防の取り組みの継続が期待できる人 等
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定
サービス単価	現行と同じ 【事業対象者、要支援1】 1,647単位/月 【要支援2】 3,377単位/月 加算あり	【事業対象者、要支援1】 送迎あり 285単位/回 送迎なし 191単位/回（片道減算47単位、同一建物減算94単位） ※週1回までの利用（1月の中で全部で5回まで） 【要支援2】 送迎あり 292単位/回 送迎なし 198単位/回（片道減算47単位、同一建物減算94単位） ※週2回までの利用（1月の中で全部で10回まで） 加算：介護職員処遇改善加算のみ	【事業対象者、要支援1、要支援2】 原則送迎あり 432単位/回 1クール 12週間（週1～2回程度） 必要に応じて、2クールまで延長可 加算あり（栄養改善加算、口腔機能向上加算、地域活動支援連携加算（新設））
利用者負担	1割又は2割負担	1割又は2割負担	1割又は2割負担
想定される実施事業所	現行の指定介護事業者	通所介護事業所、民間事業者等の指定事業者	リハビリテーション専門職を有する介護サービス事業者等
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA
基準	人員	・管理者：専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所の職務に従事可能。 ・看護職員：資格要件あり、1人以上 （利用定員が11人以上の場合など） ・介護職員：市が指定する運動器機能向上サービスに関する研修の修了者又は修了見込みの者 利用者15人までは専従1人以上 15人～は利用者1人に0.2以上 ※介護職員が専従要件を満たしているときのみ、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数の配置が必要。	・管理者：専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所の職務に従事可能。 ・看護職員：資格要件あり、1人以上 （利用定員が11人以上の場合など） ・作業療法士、理学療法士又は介護職員 利用者15人までは専従1人以上（作業療法士又は理学療法士の配置が1人以上必要） 15人～は利用者1人に0.2以上 ※作業療法士、理学療法士又は介護職員が専従要件を満たしているときのみ、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数の配置が必要。
	設備	・食堂、機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・食堂、機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密の保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密の保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
個別サービス計画	作成必須	作成必須	作成必須
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象	限度額管理の対象	限度額管理の対象
支払方法	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払
備考	食事代などの実費は利用者負担		

報酬単価：通所型サービス

サービス種別		旧介護予防通所サービス
通所型サービス費	要支援1 事業対象者	1,647単位/月
	要支援2	3,377単位/月
若年性認知症利用者受入加算		240単位
特別地域加算		5/100
介護職員処遇改善加算	I	4.00%
	II	2.20%
	III	II×90/100
	IV	II×80/100
定員超過による減算		30/100
人員欠如による減算		30/100
生活機能向上グループ活動加算		100単位
事業所評価加算		120単位
運動器機能向上加算		225単位
サービス提供体制強化加算		24~144単位
栄養改善体制加算		150単位
口腔機能向上体制加算		150単位
選択的サービス複数実施加算		480~700単位
同一建物減算		376~752単位

		基準緩和通所サービス
通所型サービスA費	要支援1	285単位/回
	事業対象者	※週1回までの利用（1月の中で全部で5回まで）
	要支援2	292単位/回
		※週2回までの利用（1月の中で全部で10回まで）
介護職員処遇改善加算	I	4.00%
	II	2.20%
	III	II×90/100
	IV	II×80/100
事業所が送迎を行わない場合		片道につき -47単位
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に基準緩和通所サービスを行う場合		1日につき -94単位
定員超過による減算		30/100
人員欠如による減算		30/100

		短期集中通所サービス
短期集中通所サービス費	事業対象者	原則送迎あり 432単位/回
	要支援1	1クール 12週間（週1~2回程度）
	要支援2	必要に応じて、2クールまで延長可
栄養改善加算		150単位 ※月に1度まで算定可能 期間中3回
口腔機能向上加算		150単位 ※月に1度まで算定可能 期間中3回まで
地域活動支援連携加算		300単位 ※プログラム終了後に1度だけ算定可能

通所型サービス単位数の算定構造

【A5】【A6】 旧介護予防通所サービス

基本部分	
イ 通所型サービス費	要支援1 事業対象者 (1月につき 1,647単位)
	要支援2 (1月につき 3,377単位)
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)	
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)	
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)	
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)	
へ 選択的サービス複数 実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)	
チ サービス提供体制強 化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×22/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)

注	注	注	注	注
利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者には介護予防通所介護を行う場合
×70/100	又は ×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
				-752単位

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算，サービス提供体制強化加算，介護職員処遇改善加算は，支給限度額管理の対象外の算定項目

通所型サービス単位数の算定構造

【A7】 基準緩和通所サービス

基本部分		注	注	注	注
イ 通所型サービスA費	要支援1 事業対象者 (1日につき 285単位) ※週に1回を限度(月に5回を限度)	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスAを行う場合	事業所が送迎を行わない場合
	要支援2 (1日につき 292単位) ※週に2回を限度(月に10回を限度)	×70/100	又は ×70/100	1日につき -94単位	片道につき -47単位

ロ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) (1日につき +所定単位×40/1000)
	(2)介護職員処遇改善加算(II) (1日につき +所定単位×22/1000)
	(3)介護職員処遇改善加算(III) (1日につき +(2)の90/100)
	(4)介護職員処遇改善加算(IV) (1日につき +(2)の80/100)

： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

通所型サービス単位数の算定構造

【A7】短期集中通所サービス

基本部分		注	注	注
イ 通所型サービスC費	要支援2 要支援1 事業対象者（1日につき 432単位） ※週に2回を限度 12週間又は24週間を限度	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・専門職員の員数が基準に満たない場合	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスCを行う場合
		×70/100	又は ×70/100	1日につき -94単位
ロ 栄養改善加算（1回につき 150単位を加算 月1回を限度）				
ハ 口腔機能向上加算（1回につき 150単位を加算 月1回を限度）				
ニ 地域活動支援連携加算（1回につき 300単位を加算 利用者1人につき1回を限度）				

訪問型サービス

サービス種別	①旧介護予防訪問サービス (現行の介護予防訪問介護相当 通称「みなし」)	②住民主体訪問サービス (訪問型サービスB)
サービス対象者	要支援1, 2及び事業対象者	要支援1, 2及び事業対象者
サービス提供頻度	週1～3回程度 ・利用者の状態像により利用時間は異なる	週1～2回程度
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護員による入浴・排泄・食事等の介助である身体介護, 掃除・洗濯等の生活援助</li> <li>・現行の予防サービスと同様に, 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計10号)」の範囲内で実施</li> </ul>	日常的な家事(掃除(風呂・トイレ・拭き掃除・掃除機の使用)・買物・洗濯・簡単な調理・電灯・電池の交換・ストーブや扇風機など季節品の出し入れ等)
対象となるケースとサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既にサービスを利用している人で, サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められる人</li> <li>・多様なサービスの利用が難しい又は不適切な人</li> </ul>	身体介護を必要としない人
実施方法	事業者指定	—
サービス単価	現行と同じ 週1回 1,168単位/月 週2回 2,335単位/月 週3回 3,704単位/月 加算あり	事業実施主体で決定
利用者負担	1割又は2割負担	事業実施主体で決定
想定される実施事業所	現行の指定介護事業者	市で養成した生活支援サポーターで構成される団体等
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
個別サービス計画	作成必須	—
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象	—
支払方法	国保連経由で審査・支払	事業実施主体で決定

報酬単価：訪問型サービス

サービス種別		旧介護予防訪問サービス
訪問型サービス費Ⅰ（週1回利用）		1,168単位
訪問型サービス費Ⅱ（週2回利用）		2,335単位
訪問型サービス費Ⅲ（週3回利用）		3,704単位
初回加算		200単位
生活機能向上連携加算		100単位
特別地域加算		15/100
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		5/100
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		10/100
介護職員処遇改善加算	Ⅰ	8.60%
	Ⅱ	4.80%
	Ⅲ	Ⅱ×90/100
	Ⅳ	Ⅱ×80/100
サービス提供責任者体制の減算		30/100
同一もしくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する減算		10/100

訪問型サービス単位数の算定構造

【A1】【A2】 旧介護予防訪問サービス

基本部分		注	注	注	注	注
イ 訪問型サービス費(Ⅰ)	要支援1・2 事業対象者 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1,168単位)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
ロ 訪問型サービス費(Ⅱ)	要支援1・2 事業対象者 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2,335単位)	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ハ 訪問型サービス費(Ⅲ)	要支援2 事業対象者 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3,704単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)					
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)					
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)					
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)					

ヘ : 介護職員処遇改善加算, 特別地域介護予防訪問介護加算, 中山間地域等における小規模事業所加算, 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は, 支給限度額管理の対象外の算定項目



サービス種別	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント	ケアマネジメントAを簡略化したケアマネジメント	アセスメントをし、ケアプランを作成して、必要なサービスに繋げる。
対象サービス	①旧介護予防訪問（通所）サービス ②基準緩和通所サービス ③短期集中通所サービス	<b>※総社市における該当サービスなし。</b>	①住民主体訪問サービス
単価等（支払い頻度）	1月あたり4,300円（ケアマネジメントを行った月毎）※利用者負担なし	—	1月あたり4,300円（初月のみ支払い）※利用者負担なし
加算	初回加算（3,000円） 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算（3,000円）	—	なし
サービス担当者会議	要	—	省略可
モニタリング	【居宅訪問による面接（モニタリング）】 ・開始月の翌月から起算し3月に1回 ・サービス終了月 ・利用者の状況に著しい変化があったとき 【モニタリング結果の記録】 ・少なくとも1月に1回は行う。	—	省略可 ※但し、利用者の状態に変化があった場合に、サービス提供者等から地域包括支援センターに情報提供することとする。
給付管理票の作成・記入	原則作成・記入	—	不要
支払い方法	事業者への直接支払	—	事業者への直接支払